

第 1 1 4 回 宍 粟 市 議 会 定 例 会 議 録 (第 4 号)

招 集 年 月 日 令 和 5 年 1 2 月 1 4 日 (木 曜 日)

招 集 の 場 所 宍 粟 市 役 所 議 場

開 会 1 2 月 1 4 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 (第 4 日)

議 事 日 程

- | | | |
|-------|----------|-----------------------------------------|
| 日程第 1 | 第 114号議案 | 令和 5 年度宍粟市一般会計補正予算 (第 6 号) |
| | 第 115号議案 | 令和 5 年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算
(第 2 号) |
| | 第 116号議案 | 令和 5 年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予
算 (第 2 号) |
| | 第 117号議案 | 令和 5 年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予
算 (第 2 号) |
| | 第 118号議案 | 令和 5 年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算 (第
2 号) |
| | 第 119号議案 | 令和 5 年度宍粟市訪問看護事業特別会計補正予算 (第
2 号) |
| | 第 120号議案 | 令和 5 年度宍粟市水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) |
| | 第 121号議案 | 令和 5 年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算 (第 3
号) |
| | 第 122号議案 | 令和 5 年度宍粟市病院事業特別会計補正予算 (第 2 号) |
| 日程第 2 | 第 123号議案 | 宍粟市波賀市民協働センター条例の制定について |
| 日程第 3 | 第 124号議案 | 宍粟市教育委員会の職務権限の特例に関する条例の制
定について |
| 日程第 4 | 第 125号議案 | 宍粟市空き家等の対策に関する条例の全部改正につい
て |
| 日程第 5 | 第 126号議案 | 宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に
ついて |
| 日程第 6 | 第 127号議案 | 宍粟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部
改正について |

日程第 7	第 128号議案	宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
	第 129号議案	宍粟市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第 8	第 130号議案	宍粟市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 9	第 131号議案	宍粟市監査委員条例の一部改正について
日程第 10	第 132号議案	宍粟市手数料条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

日程第 1	第 114号議案	令和5年度宍粟市一般会計補正予算（第6号）
	第 115号議案	令和5年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
	第 116号議案	令和5年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）
	第 117号議案	令和5年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
	第 118号議案	令和5年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
	第 119号議案	令和5年度宍粟市訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）
	第 120号議案	令和5年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第2号）
	第 121号議案	令和5年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
	第 122号議案	令和5年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第2号）
日程第 2	第 123号議案	宍粟市波賀市民協働センター条例の制定について
日程第 3	第 124号議案	宍粟市教育委員会の職務権限の特例に関する条例の制定について
日程第 4	第 125号議案	宍粟市空き家等の対策に関する条例の全部改正について
日程第 5	第 126号議案	宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 6	第 127号議案	宍粟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部

改正について

日程第 7	第 128号議案	宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
	第 129号議案	宍粟市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第 8	第 130号議案	宍粟市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 9	第 131号議案	宍粟市監査委員条例の一部改正について
日程第 10	第 132号議案	宍粟市手数料条例の一部改正について

出席議員（14名）

出席議員（14名）

1 番	津田晃伸	議員	2 番	山下由美	議員
3 番	前田佳重	議員	4 番	飯田吉則	議員
5 番	八木雄治	議員	6 番	西本諭	議員
7 番	中本隆敏	議員	8 番	垣口真也	議員
9 番	神吉正男	議員	10 番	林克治	議員
11 番	大畑利明	議員	12 番	欠	番
13 番	欠	番	14 番	大久保陽一	議員
15 番	今井和夫	議員	16 番	浅田雅昭	議員

欠席議員（なし）

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長	大前和浩	君	書記	岸元秀高	君
書記	小椋沙織	君	書記	幸長祥太	君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	福元晶三	君	副市長	富田健次	君
教育長	中田直人	君	市長公室長	水口浩也	君
総務部長	砂町隆之	君	市民生活部長	森本和人	君
健康福祉部長	橋本徹	君	産業部長	中村仁志	君
建設部長	樽本勝弘	君	一宮市民局長	田路仁	君

波賀市民局長 大 田 敦 子 君
会 計 管 理 者 山 本 信 介 君
教育委員会教育部長 大 谷 奈 雅 子 君

千種市民局長 石 垣 貴 英 君
総合病院副院長兼事務部長 菅 原 誠 君
農業委員会事務局長 祐 谷 佳 孝 君

(午前 9時30分 開会)

○議長（浅田雅昭君） 皆様おはようございます。本日もどうぞよろしく願いいたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

報告1、地方自治法第180条第2項の規定により専決処分事項の報告書が市長から提出されておりますので、御高覧願います。

報告2、本日市長から議案1件が提出されております。

これで報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 第114号議案～第122号議案

○議長（浅田雅昭君） 日程第1、第114号議案、令和5年度宍粟市一般会計補正予算（第6号）から第122号議案、令和5年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第2号）までの9議案を一括議題とします。

本9議案は、去る11月29日の本会議で、予算決算常任委員会に審査を付託していたものであります。

予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、15番、今井和夫議員。

○予算決算常任委員長（今井和夫君） 去る11月29日の本会議に上程され、本委員会に付託されました第114号議案、令和5年度宍粟市一般会計補正予算（第6号）から第122号議案、令和5年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第2号）までの9議案について審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

付託当日に委員会を開催し、運営要綱の規定により詳細審査を二つの分科会で分担して行うことと決定しました。12月5日に総務経済分科会、6日に文教民生分科会を開催し、それぞれ関係職員に説明を求め審査を行いました。

その後、12月12日に第10回予算決算常任委員会を開催し、それぞれ分担して行った分科会の審査報告を受け、全体の委員会で審査を行いました。分科会の報告は次のとおりであります。

まず、総務経済分科会が審査した第114号議案の関係部分の主な内容は、歳出については、令和6年4月のこども家庭センターの開設と山崎子育て支援センターの

活動拠点の北庁舎への移転に向け、間仕切りの設置など必要となる改修費のほか、森林鉄道を活用した地域活性化の一環として、立山砂防事務所から払い下げを受けるモーターカーの移設費用等の補助金を追加、道路や河川の緊急対応に係る修繕工事費の増額や、本年8月の台風7号により被災した農地、農業用施設、河川の復旧に必要となる補助金と工事費を計上するものです。

歳入については、歳出に関する国県支出金や市債などの特定財源のほか、令和4年度決算剰余金の一部を前年度繰越金として計上するものです。そのほか、事業完了が会計年度を超える見込みであるため、J-クレジット創出事業と河川災害復旧事業について、繰越明許を計上するほか、債務負担行為については1件追加を行うものです。

審査の中で委員からは、（仮称）波賀市民協働センターの休日夜間監視システム工事の必要性について質疑があり、令和6年4月からの宿日直業務の見直しにより、夜間管理の方に22時まで対応していただき、22時以降は無人で、セコム等で対応するためとの説明がありました。

また、4か所のPCB処理業務委託料の内容と、特措法との関係等について質疑があり、特措法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の法令と施行令との関係については、特措法のほうで、政令で定める期間内と定められており、施行令で処分期間が定められています。PCBについては、高濃度と低濃度に分かれ、高濃度は令和元年度に処分が完了し、今回の補正予算の内容については、低濃度のPCBが含まれている可能性がある、平成初期に製造されたトランスまたはコンデンサを対象とした検査及びPCBが含まれていると判明した場合の密閉保管の費用との説明がありました。

次に、第120号議案、令和5年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第2号）については、人事院勧告に伴う人件費の増額及び不用額の整理による人件費の減額を行うものです。

次に、第121号議案、令和5年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、歳入については、人事院勧告に伴う人件費の増額による一般会計からの補助金増額となり、歳出については、水道事業と同様に人事院勧告に伴う人件費の増額及び不用額の減額を行うものです。

次に、文教民生分科会が審査した第114号議案の関係部分の主な内容は、歳出については、旧NPO法人花菖蒲とふるさとづくりの会の解散後の譲渡金について、市内のこども食堂の活動支援や山崎子育て支援センターに、木製玩具を購入するな

ど、子どもたちへの健全育成に活用するための補正、または障がい児福祉サービス費、医療扶助費などで不足が見込まれる事業費の増額補正等です。

また、令和6年度当初より実施する一般廃棄物、学校給食収集運搬業務委託の契約に伴う債務負担行為の限度額の補正です。

審査の中で委員からは、少子化対策事業で購入する物は何かとの質疑があり、当局からは、寄附者の意向により、大きな物では木製滑り台、ままごとハウス、ウッドマウンテンなどを購入し、北庁舎の山崎子育て支援センターにそろえることとしているとの回答がありました。

また、生活保護扶助費の増額理由はとの質疑があり、当局からは、当初予算を直近3か年で平均で計上しているが、今年度に入り生活保護世帯数が増加したことにより、不足が生じたためとの回答がありました。新規認定者の主な理由については、高齢者のみの世帯の預貯金の減少によるものが多い状況であるとのことでした。

特に、医療扶助費の増額の主な理由については、被保護世帯の6割を占める65歳以上の高齢者のみ世帯の増加による受診の増加や、入院、予測のできない急病などにより、予算を上回る医療扶助費となった。来年度に向けては、5年度実績も考慮に入れるとの回答がありました。

また、一般廃棄物（学校給食収集運搬処分業務委託費）の債務負担行為の限度額について、大幅に増額されている理由はとの質疑があり、当局からは、理由としては昨今の人件費や車両運搬経費等が高騰しているためであり、業者見積りを担当課で精査し、妥当であると判断したとの回答がありました。

分科会の中では、現在の食材廃棄物収集の手法による運搬経費としては妥当であるとの意見、また今後においては、循環型社会に向け減量、軽量化を考慮した処理方法について検討願いたいとの委員間の討議報告がありました。

次に、第115号議案、令和5年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、一般会計からの繰入金を財源に、給与改定などに伴う人件費の補正などです。

次に、第116号議案、令和5年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）については、一般会計からの繰入金を財源に、給与改定などに伴う人件費の補正を行うものです。

次に、第117号議案、令和5年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）については、後期高齢者医療広域連合からの保険料の還付金を追加するものです。

次に、第118号議案、令和5年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）については、給与改定などに伴う人件費の補正のほか、国庫支出金と一般会計からの繰入金を財源に、令和6年4月からの介護報酬の改定に向けたシステム改修費を追加するものです。

次に、第119号議案、令和5年度宍粟市訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）については、給与改定などに伴う人件費の補正のほか、訪問回数の増加により、不足が見込まれる時間外手当を増額するものです。

審査の中で委員からは、時間外手当増額の理由を問うとの御質疑があり、当局からは、今年度新しくスタッフを採用し、現時点で時間外は減っているが、予定よりも訪問回数が増え、5年度で予定していた予算を年度当初に使ってしまったための増額であるとの回答がありました。

次に第122号議案、令和5年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第2号）については、給与改定などに伴う人件費の補正です。

以上、全体会で2分科会からの審査報告を受けた後、質疑と自由討議を行いました。

自由討議の中では、第114号議案、一般会計補正予算については、第128号議案、議会議員の報酬及び費用弁償等の条例の改正内容に関連し、その予算に係る部分として審議を行うものであり、修正動議の提出について触れた発言がありました。

委員会最後に採決しました結果、第114号議案、一般会計補正予算については、賛成少数で否決すべきもの、第115号議案から第122号議案までの特別会計及び企業会計の補正予算8議案については、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（浅田雅昭君） 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

続いて質疑を省略して討論を行います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅田雅昭君） 御異議なしと認めます。

討論は分離して行います。

まず、第114号議案の討論を行います。

通告がありますので発言を許可します。

賛成者の発言を許します。

9番、神吉正男議員。

○ 9 番（神吉正男君） 9 番、神吉正男です。第114号議案、令和5年度宍粟市一般会計補正予算（第6号）について、賛成の立場で討論いたします。

御承知のとおり、この議案の補正予算の中には、自治会振興交付金をはじめ、各施設整備の工事費、また多岐にわたる福祉に関する予算等々、今会期中に成立させておかなければならない、市民生活に欠かせない補正の予算ばかりであるにもかかわらず、先日の予算決算常任委員会で反対多数で否決されましたが、多くの議員の皆さんは、この補正予算の中に含まれている、この後の日程にあります第128号議案、宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正で、我々議員の期末手当は今回増額すべきではないというお考えのもと、反対されたことなんだと考えます。

市民生活に大きな影響を与えている現在の物価高騰の社会情勢の中で、我々議員の手当を今回増額することは適当ではないと私も考えており、この補正予算に組み込まれている議員報酬の期末の手当は執行しないということで、この第114号議案には賛成していただきたいのです。

議員各位の御賢明な判断と御賛同をどうかよろしくお願いいたします。

○議長（浅田雅昭君） 以上で第114号議案の討論を終わります。

次に、第115号議案から第122号議案について討論を行います。

本8議案に関しましては発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅田雅昭君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第114号議案の採決を行います。

第114号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は否決であります。

よって原案について採決します。

第114号議案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（浅田雅昭君） 起立多数であります。

第114号議案は、原案のとおり可決されました。

全員です。全員ですけれども口述は多数ということで行いますので、以後よろしくお願いをいたします。

次に、第115号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第115号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅田雅昭君) 御異議なしと認めます。

第115号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第116号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第116号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅田雅昭君) 御異議なしと認めます。

第116号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第117号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第117号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅田雅昭君) 御異議なしと認めます。

第117号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第118号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第118号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅田雅昭君) 御異議なしと認めます。

第118号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第119号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第119号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅田雅昭君) 御異議なしと認めます。

第119号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第120号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第120号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅田雅昭君) 御異議なしと認めます。

第120号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第121号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第121号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅田雅昭君) 御異議なしと認めます。

第121号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第122号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第122号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅田雅昭君) 御異議なしと認めます。

第122号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 第123号議案

○議長(浅田雅昭君) 日程第2、第123号議案、宍粟市波賀市民協働センター条例の制定についてを議題といたします。

本議案は、去る11月29日の本会議で総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、14番、大久保陽一議員。

○総務経済常任委員長(大久保陽一君) 令和5年11月29日に審査付託のありました第123号議案、宍粟市波賀市民協働センター条例の制定については、12月5日に第14回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第123号議案の主な内容は、波賀町域という生活圏における日常生活に必要な機能を集積した地域を、波賀市民局周辺エリアと位置づけ、その中心的施設として、また市民の健康及び福祉の増進並びに教育文化の向上を図り、将来にわたって自主的な市民活動等の促進に資する場、または生活圏の利便性やにぎわいを確保するための拠点として、波賀市民協働センターを設置するため、条例を制定するものであります。

また、保健福祉センター及び生涯学習事務所の機能を集約するため、関係する条例につきましては、所要の改正を行うものであります。

審査の中で委員からは、メイプル福祉センターの利活用についての質疑があり、現在、波賀生活圏の拠点づくりの考え方を踏まえ、全庁的に検討しているところであるとの説明がありました。

また、波賀ひまわりの家の利活用について質疑があり、貸し館機能が市民協働センターに集約され、建物については耐用年数が過ぎ劣化していることから、除却の方向で整理しているとの説明がありました。

関係職員に出席を求め、慎重に審査しました結果、第123号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上報告いたします。

○議長(浅田雅昭君) 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、大畑利明議員。

○11番（大畑利明君） 11番、大畑です。ただいまの委員長報告について、若干追加で説明を求めたいと思うわけですが、市民協働センターの設置に伴いまして、波賀保健福祉センター、あるいは生涯学習センターの機能が集積をされたということで、ただいま保健福祉センターの今後の在り方、それからひまわりの家についての説明がございましたが、文化創造センターのほうは、条例の一部改正ということになっておりまして、その後の方向性、今後の利活用の中身についての説明がございませんでしたので、どのような当局から説明があったのか、補足で説明をお願いいたします。

○議長（浅田雅昭君） 答弁を求めます。

総務経済常任委員長、14番、大久保陽一議員。

○総務経済常任委員長（大久保陽一君） 文化創造センターに関して説明をいたします。

当局より、文化創造センター、研修室、視聴覚室、廻り舞台の利活用については、市民協働センターの一施設として管理しながら、あらゆる可能性を含め、利活用を検討していきたいとの説明がありました。

○議長（浅田雅昭君） よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅田雅昭君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅田雅昭君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第123号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅田雅昭君) 御異議なしと認めます。

第123号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 第124号議案

○議長(浅田雅昭君) 日程第3、第124号議案、宍粟市教育委員会の職務権限の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

本議案は、去る11月29日の本会議で文教民生常任委員会に審査を付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、9番、神吉正男議員。

○文教民生常任委員長(神吉正男君) 第124号議案です。令和5年11月29日に審査付託のありました第124号議案、宍粟市教育委員会の職務権限の特例に関する条例の制定については、12月6日に第14回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第124号議案の内容は、地域づくり等の視点から、スポーツを社会教育の領域よりも幅広く捉え、宍粟市スポーツ推進計画に基づいた施策を、健康福祉施策やまちづくり施策等、関連するほかの施策と連携して展開し、かつ当該施策の実施に係る意思決定を迅速化するということを目的として、令和6年4月以降、教育委員会の権限に属する事務のうち、学校における体育以外のスポーツに関する事務を、市長が管理し執行していくための条例制定であります。

審査の中で委員からは、学校における体育に関することを除くとあるが、地域移行や、地域との連携で行うスポーツはどうなるのかとの質疑があり、当局からは、学校の管理下ではない、地域が受け皿となる地域スポーツクラブ等は含まれるが、校外で行われたとしても、部活動指導員によるものや合同部活動については、学校の管理下であるため、含まれないとの回答がありました。

関係職員に出席を求め、慎重に審査しました結果、第124号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

○議長(浅田雅昭君) 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅田雅昭君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅田雅昭君) 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第124号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅田雅昭君) 御異議なしと認めます。

第124号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 第125号議案

○議長(浅田雅昭君) 日程第4、第125号議案、宍粟市空き家等の対策に関する条例の全部改正についてを議題といたします。

本議案は、去る11月29日の本会議で総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、14番、大久保陽一議員。

○総務経済常任委員長(大久保陽一君) 令和5年11月29日に審査付託のありました第125号議案、宍粟市空き家等の対策に関する条例の全部改正については、12月5日に第14回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第125号議案の主な内容は、空き家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、条例で規定する空き家等についても、法と同様の措置を実施していくため、条例の改正を行うものであります。これに合わせ条例の規定中、既設の空き家等の

適正な管理のための対策等に関する規定は、引き続き存置した上で、法の規定と内容が重複するものを整理し、条例を再構築することにより、適切な条例の施行に資することとするため、条例の全部を改正するものであります。

審査の中で委員からは、空き家等の活用拡大、空き家等の管理の確保、特定空き家の除却等の改正点は、本条例にどのように反映されているのかとの質疑があり、今回の条例改正は、法に規定がない長屋もしくは共同住宅に対する法の準用、緊急の対応が必要な際に措置できる緊急安全措置などを規定し、法改正により強化された取組については、法第7条に基づく空き家等対策計画に定め、取り組むとの説明がありました。

関係職員に出席を求め、慎重に審査しました結果、第125号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上報告いたします。

○議長（浅田雅昭君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅田雅昭君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅田雅昭君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第125号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅田雅昭君） 御異議なしと認めます。

第125号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 第126号議案

○議長（浅田雅昭君） 日程第5、第126号議案、宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本議案は、去る11月29日の本会議で総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、14番、大久保陽一議員。

○総務経済常任委員長（大久保陽一君） 令和5年11月29日に審査付託のありました第126号議案、宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、12月5日に第14回総務経済常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第126号議案の主な内容は、令和5年人事院勧告を踏まえ、宍粟市においては、国の制度に準拠するという基本的な考え方から、必要な規定を整備するものであります。

改正内容については、1点目は、若年層を中心に、各給料表の号級を令和5年4月に遡及して引き上げるものであります。

2点目は、12月支給の期末手当及び勤勉手当につきましては、一般職は0.05か月、定年前再任用短時間勤務職員は0.025か月分ずつそれぞれ引き上げるとともに、次年度以降は、期末手当及び勤勉手当の引上げ分を6月支給分と12月支給分にそれぞれ均等に配分するよう改正を行うものであります。

関係職員に出席を求め、慎重に審査しました結果、第126号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上報告いたします。

○議長（浅田雅昭君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅田雅昭君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終

了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅田雅昭君) 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第126号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅田雅昭君) 御異議なしと認めます。

第126号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 第127号議案

○議長(浅田雅昭君) 日程第6、第127号議案、宍粟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本議案は、去る11月29日の本会議で総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、14番、大久保陽一議員。

○総務経済常任委員長(大久保陽一君) 令和5年11月29日に審査付託のありました第127号議案、宍粟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正については、12月5日に第14回総務経済常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第127号議案の主な内容は、一般職の職員の給与に関する条例の改正内容を踏まえ、これに準拠する基本的な考え方から、会計年度任用職員の給与に関して、必要な規定を令和6年4月1日施行で整備するものであります。

改正内容については、1点目は、会計年度任用職員の給与額を正規職員に準じて引き上げるものであります。

2点目は、期末手当支給率の引上げについて、令和6年度以降における6月支給分と12月支給分にそれぞれ均等に配分するよう改正を行うものであります。

3点目は、地方自治法の一部改正に伴い、令和6年度から会計年度任用職員に勤

勉手当を支給することができることとなっており、国や他市町の導入予定状況を加味し、宍粟市においても、正規職員と同様に支給できるように改正するものであります。

審査の中で委員からは、12月期末手当の引上げと、給与改定に伴う年内差額支給については、正規職員と同様の扱いをすべきだが、なぜ令和6年4月1日改定なのかと質疑があり、会計年度任用職員については、月額、日額、時間給と雇用形態は様々であり、中には扶養の範囲内で勤務調整をされている方もおられる。その中で、12月のタイミングで遡及して改定を行うことは難しいと判断したとの説明がありました。

審査終了後に委員間の自由討議を行いました。そこでは処遇改善のためにも、扶養の範囲内ではないフルタイムや月額の会計年度任用職員については、遡及すべきではとの意見がありました。

討論の後、賛否の確認をいたしましたところ、第127号議案は賛成少数で否決すべきものと決しました。

以上報告いたします。

○議長（浅田雅昭君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅田雅昭君） 質疑なしと認めます。

以上で委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、第127号議案に対して、大久保陽一議員ほか3名から、お手元に配付しております修正動議が提出されておりますので、これを本案と併せて議題とします。

提出者の説明を求めます。

14番、大久保陽一議員。

○14番（大久保陽一君） 第127号の修正動議の提案理由を申し上げます。

議案第127号、宍粟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正についてに対する修正動議です。

発議者は、宍粟市議会議員八木雄治、宍粟市議会議員神吉正男、宍粟市議会議員今井和夫、宍粟市議会議員大久保陽一です。

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び宍粟市議会会議規則第17条の規定により別紙の修正案を添えて提出いたします。

提案理由を申し上げます。国の方針通知にありますとおり、常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与については、改正の実施時期を含め、常勤職員の給与改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とし、適切に対処することとあります。

修正は、改正後の宍粟市会計年度任用職員の給与に関する条例の規定は、フルタイム会計年度任用職員及び月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員に限り、月例給の改定と期末手当支給率の改定を令和5年4月1日から適用し、これらの改定に伴う差額支給は、令和5年4月に遡及して支給するよう、所要の修正を行うものであります。

ただし、日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員及び時間で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員については、扶養の範囲内で働かれている職員もおられることの影響なども考慮して、これらの改定を令和6年1月1日から適用させるものであります。扶養に入る、入らないは年ごと、1月1日から12月31日による判断によるためです。

正規職員同様、様々な雇用形態の会計年度任用職員の全ての労働に対して、ぬくもりのある、優しさのある修正とすることが、我々議会の責務であり提案理由です。

○議長（浅田雅昭君） 大久保陽一議員の説明は終わりました。

続いて修正案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅田雅昭君） 質疑なしと認めます。

以上で修正案に対する質疑を終わります。

続いて討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

修正案賛成者の発言を許します。

15番、今井和夫議員。

○15番（今井和夫君） 第127号議案に対しての修正案に対して、賛成の立場で討論いたします。

この第127号議案の主な内容は、会計年度任用職員の給料及び期末手当、勤勉手当等を引き上げるというものですが、原案は施行日を来年、令和6年4月1日からとするものです。

基本的には令和5年4月に遡って支給されるべきとするものですが、本市におい

ては、会計年度任用職員の働き方に様々複雑な形態があり、事務等が非常に複雑になることや、本年、令和5年4月に遡ると、かえって不利になる人も出てくる等々の理由により、来年、令和6年4月1日から施行するとしているものです。

それに対してこの修正案は、日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員及び時間で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員については、令和6年1月1日から、それ以外の会計年度任用職員については、令和5年4月1日に遡って支給するとするものです。

前者については、令和5年4月1日まで遡ると、やはりかえって不利になる人も出てくる可能性が高いので、やむを得ず令和6年4月1日以降としますが、後者のそれ以外の会計年度任用職員については、不利になることも考えられず、やはり報酬ですから少しでも前に遡って支給されるべきと考え、令和5年4月1日以降とすることが最善ではないかと考えます。

日々頑張っていていただいている会計年度任用職員の皆様の所得が少しでも増えるように、最善の方策ではないかと考え賛成といたします。

議員各位の御賛同を賜りたくお願い申し上げます。

○議長（浅田雅昭君） 次に、11番、大畑利明議員。

○11番（大畑利明君） 11番、大畑です。第127号の原案を修正する案に賛成する立場で討論いたします。

修正案は、改正後の会計年度任用職員の給与に関する条例の規定は、フルタイム会計年度任用職員及び月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員に限り、令和5年4月1日から適用し、給与改定に伴う差額支給は、令和5年4月に遡及して支給するとともに、日額及び月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員についても、報酬改定をしようとする所要の修正を行うものでありまして、これは人事院勧告に基づく給与等の改定の趣旨を、常勤職員に準じて適用しようとするものであり、適正な措置として賛成するものです。

一方、原案の説明において、本会議質疑では、会計年度任用職員の給与等の取扱いは、これまでも年度途中における改定は、給与が減った場合も増えた場合も行わない方針によるものとの部長答弁でありましたが、これは極めて不誠実なものです。本来、公務員の給与は民間労働者の賃金相場を調査した後、年度途中においてその年のベースアップ額が決まり、そして新旧の給与額の差額を遡及する仕組みになっているわけです。これが人事院勧告制度であり、会計年度任用職員も一般職職員の給与改定に準じて行う必要があります。そうしたこと、さらに今般の社会経済情勢

の動向、情勢、それを鑑みなければならないと思います。

また、給与が減った場合も減額しないとの発言もありましたが、減額改定の場合に遡及しないのは、法が定める不利益不遡及の原則に基づくものです。人事院勧告を軽視した対応は、本市で働く590名余りの会計年度任用職員の生活と権利を脅かすものであり、原案を認めることはできません。

以上のことから、フルタイム会計年度任用職員の給与及び報酬の取扱いについて、修正案に賛成するものであります。

議会の良識として議員各位の賛同を求め、修正案賛成の討論といたします。

○議長（浅田雅昭君） 以上で討論を終わります。

続いて採決を行います。

第127号議案について採決を行います。本議案については、大久保陽一議員ほか3名より修正案が提出されておりますので、修正案の採決の後、原案の採決を行います。

まず、修正案について採決します。

本修正案に賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（浅田雅昭君） 起立多数であります。

よって修正案は可決されました。

次に、ただいま修正可決した部分を除く原案について採決いたします。

修正部分を除く、その他の部分については、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（浅田雅昭君） 起立多数であります。

よって修正可決した部分を除く、その他の部分は原案のとおり可決されました。

日程第7 第128号議案～第129号議案

○議長（浅田雅昭君） 日程第7、第128号議案、宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について及び、第129号議案、宍粟市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正についての2議案を一括議題とします。

本2議案は、去る11月29日の本会議で総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、14番、大久保陽一議員。

- 総務経済常任委員長（大久保陽一君） 令和5年11月29日に審査付託のありました第128号議案、宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、第129号議案、宍粟市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についての2議案については、12月5日に第14回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第128号議案の主な内容は、議会議員の議会報酬月額及び期末手当支給割合について、特別職報酬等審議会から議員報酬月額については据置き、期末手当支給割合については0.1か月分引き上げることが適当である旨の答申を受けたことから、その内容を踏まえ検討した結果、答申のとおり議会議員の期末手当支給割合を0.1か月分引き上げるものであります。

審査終了後に委員間の自由討議を行いました。そこでは任期中については据置きとしてはどうかとの意見や、据置きとすることが慣例となってしまうのではとの意見がありました。

討論の末、賛否の確認をしましたところ、第128号議案は賛成少数で否決すべきものと決しました。

次に、第129号議案の主な内容は、市長、副市長及び教育長の給料月額及び期末手当支給割合につきまして、特別職報酬等審議会から給料月額については据置き、期末手当支給割合については、0.1か月分引き上げることが適当である旨の答申を受けたことから、その内容を踏まえ検討しました結果、答申のとおり、市長、副市長、教育長の期末手当支給割合を0.1か月分引き上げるものでありますが、市長、副市長及び教育長に支給される期末手当については、本年より給与等を減額措置している状況等を踏まえ、令和6年12月までの間は現行の支給割合を維持する特例を設ける改正を行うものであります。

関係職員に出席を求め慎重に審査しました結果、第129号議案は賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上報告いたします。

- 議長（浅田雅昭君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅田雅昭君） 質疑なしと認めます。

以上で委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、第128号議案に対して、飯田吉則議員ほか4名から、お手元に配付しております修正動議が提出されておりますので、これを本案と併せて議題とします。

提出者の説明を求めます。

4番、飯田吉則議員。

○4番（飯田吉則君） 第128号議案、宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に対する修正動議を、宍粟市議会議員津田晃伸、同じく前田佳重、同じく中本隆敏、同じく大畑利明、同じく飯田吉則の5名で提案させていただきます。

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び宍粟市議会会議規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出いたします。

修正案の説明でございます。本議案は、宍粟市議会議員の期末手当の額を期末手当相当基礎額100分の205を乗じたものを、100分の210に引き上げるものであります。

これを期末手当の額の特例を設け、令和6年6月から令和6年12月までに支給する議長等の期末手当の額を、第6条2項の規定にかかわらず、宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例による、改正前の第6条第2項の規定により算定された各期末手当の額とするものです。

理由といたしましては、本年の人事院勧告に基づき、一般職の職員の月例給や期末手当等に改正されたことに伴い、宍粟市特別職報酬等審議会に諮問された市長等の報酬等及び期末手当支給割合についての審議の結果、議会議員においては、報酬は現行どおり据置き、期末手当支給割合については0.1%引上げが妥当との答申を踏まえての一部改正が上程されたものであります。

しかし、市議会議員におきましては、昨今の経済情勢や市民生活の窮状を鑑みるとともに、議会改革もまだ道半ばであること。また、審議会等の答申付議事項の中で付言されました意見、要望を踏まえ、現状のままでは今回の答申をお受けする段階にないとの考えから、本任期中については現状を維持する修正案を提案するものでございます。

議員各位の御理解、御賛同をお願いしたいと思います。

○議長（浅田雅昭君） 飯田吉則議員の説明は終わりました。

続いて修正案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅田雅昭君) 質疑なしと認めます。

以上で修正案に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は分割して行います。

発言訂正。

4番、飯田吉則議員。

○4番(飯田吉則君) 先ほど0.1%と申しましたけども。

○議長(浅田雅昭君) マイクを上げてください。もう一度お願いします。

○4番(飯田吉則君) 申し訳ございません。先ほど0.1%と申しました。0.1か月でございませう。修正いたします。

○議長(浅田雅昭君) 修正を認めます。

それでは議事を進めます。

第128号議案について討論を行います。

通告がありますので順次発言を許可します。

修正案賛成者の発言を許します。

1番、津田晃伸議員。

○1番(津田晃伸君) 1番、津田晃伸です。第128号議案、宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に対する修正案について、賛成の立場で討論いたします。

このたび、報酬審議会からの答申により、我々議員の期末手当の支給に当たり、0.1か月の引上げの答申をいただきました。人事院勧告で一般職の期末手当の支給割合がプラス改定されたことに伴うものだと思います。

ただ我々議員は一般職と違い、成果を求められている立場でもあると考えます。その中で宍粟市の最重要課題として、人口減少対策に歯止めをかけることもできておらず、その中で引上げ改定の答申をいただけることは非常にありがたいことですが、結果を真摯に受け止め、襟を正すべきときだと考えます。

よって期末手当の引上げはストップさせ、任期満了時までの据置きが妥当であると考え、原案には反対させていただきます。そして特別職同様に議論を重ね、両輪で宍粟市を運営していく立場なので、任期満了時まで期末手当の据置きの修正案に賛同させていただきます。

議員各位にも御理解、御賛同いただければと思います。

○議長(浅田雅昭君) 以上で討論を終わります。

次に、第129号議案について討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅田雅昭君) 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第128号議案について採決を行います。本議案については、飯田吉則議員ほか4名より修正案が提出されておりますので、修正案の採決の後、原案の採決を行います。

まず修正案について採決します。

本修正案に賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(浅田雅昭君) 起立多数であります。

よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正可決した部分を除く、原案について採決いたします。

修正部分を除くその他の部分については、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(浅田雅昭君) 起立多数であります。

よって、修正可決した部分を除くその他の部分は、原案のとおり可決されました。

次に、第129号議案を採決いたします。

第129号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

第129号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(浅田雅昭君) 起立多数であります。

第129号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 第130号議案

○議長(浅田雅昭君) 日程第8、第130号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部

改正についてを議題といたします。

本議案は、去る11月29日の本会議で文教民生常任委員会に審査を付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、9番、神吉正男議員。

- 文教民生常任委員長（神吉正男君） 令和5年11月29日に審査付託のありました第130号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正については、12月6日に第14回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第130号議案の内容は、地方税法等が改正され、国民健康保険税の軽減制度が創設されたことに伴い、産前産後の被保険者に係る国民健康保険税の所得割額及び均等割額について、単体妊娠の場合は4か月分、多胎妊娠の場合は6か月分を減額するため、所要の改正を行うものであります。

審査の中で委員からは、条例改正に至る背景にどのようなものがあるのかとの質疑があり、当局からは、地方税法等の改正により、令和6年1月1日から新たに保険税を免除措置するもので、出産する被保険者に関わる産前産後期間相当分の保険料を免除するとしているため、子育て世帯の負担軽減と次世代育成支援を目的とする趣旨だと捉えているとの回答がありました。

関係職員に出席を求め、慎重に審査しました結果、第130号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

- 議長（浅田雅昭君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（浅田雅昭君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（浅田雅昭君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第130号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅田雅昭君) 御異議なしと認めます。

第130号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 第131号議案

○議長(浅田雅昭君) 日程第9、第131号議案、宍粟市監査委員条例の一部改正についてを議題といたします。

本議案は、去る11月29日の本会議で総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、14番、大久保陽一議員。

○総務経済常任委員長(大久保陽一君) 令和5年11月29日に審査付託のありました第131号議案、宍粟市監査委員条例の一部改正については、12月5日に第14回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第131号議案の主な内容は、地方自治法の改正に伴い、この法律の引用部分の条項ずれに対応する改正を行うものであります。

関係職員に出席を求め、慎重に審査しました結果、第131号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上報告いたします。

○議長(浅田雅昭君) 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅田雅昭君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅田雅昭君) 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第131号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅田雅昭君) 御異議なしと認めます。

第131号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 第132号議案

○議長(浅田雅昭君) 日程第10、第132号議案、宍粟市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長(福元晶三君) 第132号議案、宍粟市手数料条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を目的に戸籍法が改正され、戸籍証明書等の広域交付及び戸籍電子証明書等の発行に係る事務を行うことができることとされたことを受け、それらの事務手数料の設定等を行うため、条例を改正するものであります。

諸事情、御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(浅田雅昭君) 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅田雅昭君) 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第132号議案は、文教民生常任委員会に審査を付託します。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は12月19日、午前9時30分から開会いたします。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

(午前10時46分 散会)